

議第79号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

19,740	25,920	29,620
16,040	19,740	23,450
3,080	3,900	4,730
2,260	2,880	3,290
1,020	1,330	1,440
820	1,130	1,230
2,260	2,880	3,290

を

20,110	26,400	30,170
16,340	20,110	23,880
3,140	3,980	4,810
2,300	2,930	3,350
1,040	1,360	1,460
830	1,150	1,250
2,300	2,930	3,350

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市醍醐交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。